

向日市 職員給与のあらまし

向日市職員の給与については、市民のみならず、知っていただき、市政に対しより一層のご理解とご協力をいただくため、その概要を公表します。

市職員の給与は、国家公務員に準じ、他の地方公共団体の職員給与も考慮して、「条例」に基づき支給されます。

なお、ここで公表する一般職員の給与等は、平成9年4月1日現在のものです。税金や社会保険料を引く前の額で、手取額ではありません。

●人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (9. 3. 31現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件费率 (B/A)	(参考) 7年度の人件费率
8年度	52,722人	15,317,013千円	4,564,426千円	29.8%	30.6%

(注) 人件費には、一般職の給与の他、市長、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含んでいます。

●職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数 (A)	給 与 費			1人当たり 給与費 (B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
9年度	488人	1,947,777千円	475,594千円	1,012,778千円	3,436,149千円	7,041千円

(注) 1. 給与費は、当初予算に計上された一般職(特別職を除く)の職員にかかる金額です。
2. 職員手当には、退職手当を含んでいません。

●職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成9年4月1日現在)

区分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
向日市	337,571円	40.11歳	301,344円	45.4歳
国	309,392円	39.1歳	280,347円	47.8歳

(注) 平均給与月額には、給料の他に扶養手当、住居手当、調整手当などの手当を含んでいます。

●職員の初任給の状況 (平成9年4月1日現在)

区 分	向日市		国		
	初 任 給	採用2年経過日額	初 任 給	採用2年経過日額	
一般行政職	大学卒	171,400円	184,800円	171,000円	184,800円
	高校卒	143,800円	154,700円	139,300円	148,900円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成9年4月1日現在)

区 分	学 歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒	252,800円
	高校卒	221,200円	269,800円	330,700円

(注) 経験年数とは、職員として在職した期間をいいますが、学校卒業後、職員として採用されるまでの間に、民間企業等に勤務した経験のある場合には、その期間を職務に役立つ度合いに応じて換算した期間を含めた期間となります。

●一般行政職の級別職員数の状況 (平成9年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な職務内容	部長 次長	課長 主幹	課長 主幹	課長補佐 係長	係長 主任	主査 技師主査	主事 技師	主事 技師	主事補 技師補		
職員数	14人	31人	4人	87人	72人	48人	33人	25人	12人	326人	
構成比	4.3%	9.5%	1.2%	26.7%	22.1%	14.7%	10.1%	7.7%	3.7%	100%	
参 考	1年前の構成比	3.7%	9.2%	2.1%	24.8%	20.8%	16.5%	11.9%	9.2%	1.8%	100%
	5年前の構成比	4.2%	8.3%	3.2%	19.5%	16.3%	32.9%	5.4%	6.4%	3.8%	100%

(注) 1. 市の給与条例に基づく給料表の職務の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況 (平成9年4月1日現在)

支給対象地域	全 域
支給率	9%
支給対象全職員数	474人
国の制度(支給率)	2%
支給対象職員1人当り平均支給年額(8年度決算)	366,423円

●時間外勤務手当

8年度	支給総額	111,943千円
	職員1人当り支給年額	243,681円

●期末・勤勉手当の状況 (平成9年4月1日現在)

区分	内 容
期末手当・勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当
	6月期 1.6月分 0.6月分
	12月期 1.9月分 0.6月分
	3月期 0.5月分 —
	計 4.0月分 1.2月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
	国の制度と異なる内容(なし)

●特殊勤務手当

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	24.7%
支給対象職員1人当り平均支給年額(8年度決算)	42,700円
手当の種類(手当数)	14
代表的な手当の名称	清掃特殊勤務手当 消防特殊勤務手当

●職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職 員 数	対前年増減数				
		平成7年度	平成8年度	平成9年度		
一般行政部門	議会	7	7	7		
	総務	79	76	80	△3	4
	税務	20	20	20		
	労働	1	1	1		
	農水	5	5	4		△1
	商工	3	3	3		
	土木	30	29	27	△1	△2
	民生	151	147	145	7	△4
	衛生	36	42	44	6	2
特別行政部門	教育	86	88	85	△1	2
	消防	59	60	58	1	△2
公営企業等部門	水道	35	34	34	△1	△1
	下水道	19	18	18		△1
	その他	12	12	13	1	1
合 計	543	542	539	6	△3	

(注) 職員数は、臨時又は非常勤職員を除いた一般職員数です。なお、休職者、派遣職員を含んでいます。

●退職手当の状況 (平成9年4月1日現在)

向日市			国		
支給率	自己都合	勤奨・定年	支給率	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	向日市と同じ	向日市と同じ
勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	向日市と同じ	向日市と同じ
勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	向日市と同じ	向日市と同じ
最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	向日市と同じ	向日市と同じ
加算措置	20年以上1号給 25年以上2号給 定年前早期退職特例措置 2%~20% 加算		加算措置	向日市と同じ	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	向日市と同じ	
1人平均支給額	(平均勤続年数22年) 1,456万円		1人平均支給額	向日市と同じ	

(注) 1. 退職手当の支給に関しては、本市を含む府下1市32町村23一部事務組合で組織する「京都市町村職員退職手当組合」に加入しています。
2. 「勤奨」とは、定年退職(60歳)前の高齢職員に対し、職員の新陳代謝の促進や人事の刷新を図るため、退職手当の割増をして退職を促すものです。
3. 1人平均支給額は、8年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均支給額です。

●扶養・住居・支給手当 (平成9年4月1日現在)

区分	内 容
扶養手当	・配偶者 —16,000円 ・扶養1人目 —5,500円(配偶者がいない場合) —11,000円 ・扶養2人目 —5,500円 ・その他 —2,000円 ・満65歳の年度初めから満74歳年度末までの子1人につき、3,000円加算 国の制度と異なる内容(なし)
	(借家・借間) ・家賃12,000円以上の者に支給 最高支給額—27,000円
住居手当	(持 家) ・世帯主職員 —新築、購入後5年経過するまで—3,000円 —新築、購入5年経過 —2,300円 ・非世帯主職員 —1,000円 国の制度と異なる内容(持家)
	(交通機関利用者) ・運賃額 45,000円以下 —全額支給 45,000円を超える—45,000円にそれを超える額の1/2を加算 (最高支給額 50,000円) 国の制度と異なる内容(なし)
通勤手当	(交通用具使用者) ・2km未満 —1,000円 ・2~5km未満—2,500円 ・5~10km未満—4,100円 ・10km以上—5km増すごとに2,400円加算 ・40km以上—20,900円(最高支給額) 国の制度と異なる内容(5km未満)

●特別職の報酬等の状況 (平成9年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市長 920,000円
	助 役 760,000円
	収入役 685,000円
報 酬	議長 475,000円
	副議長 440,000円
	議員 400,000円
期 末 手 当	(支給割合) 市長 6月期 1.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分 計 4.0月分 (職制等による加算措置有)
	(支給割合) 議長 6月期 1.6月分 12月期 1.9月分 3月期 0.5月分 計 4.0月分 (職制等による加算措置有)

(注) 特別職の給料・報酬等は、市民の代表で構成される「特別職員報酬等審議会」の答申を基に、市議会で議決される「条例」で定められています。

毒物・劇物危害防止運動

11月1日(土) ~ 30日(日)



毒物・劇物は農業、燃料、洗浄剤など私たちの身近で使用されていますが、毒性が強いため、取扱いには十分な注意が必要です。

- 盗難を防ぐために鍵のかかる専用の保管庫で保管してください。
- 容器、貯蔵場所には、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と正しく表示してください。
- 誤飲を防止するため、飲食物用の容器は使用しないでください。
- 廃棄は決められた方法で行い、不法に投棄してはいけません。
- 震災対策を講じ、保管庫の転倒による毒物、劇物の飛散を防止してください。

秋の火災予防運動

11月9日(日) ~ 15日(土)



「つけた火はちゃんと消すまで あなたの火」

- 家のまわりに、燃えやすいものを置かない。
- 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 天ぷらをあげるときは、その場を離れない。
- 風の強いときには、たき火をしない。
- 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ストープには、燃えやすいものを近づけない。